児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験要件について（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）
以下のいずれかの経験年数があり、かつ、**下線を通算した期間を除外して実務経験が 3 年以上**の者

区分	要件に該当する業務内容	実務経験年数		
		国家資格※1	有資格※2	左記以外
相談支援業務	（1）一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業の従事者	3年以上	5年以上	5年以上
	（2）児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターの従事者			
	（3）障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従事者			
	（4）障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従事者			
	（5）学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）における従事者 （小・中・高等・中等・特別支援学校及び幼稚園）			
	（6）病院、診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ・社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する社会福祉主事任用資格者 ・介護職員初任者研修（旧・訪問介護員２級）以上に相当する研修修了者 ・国家資格※1 を有する者 ・（1）～（5）に従事した期間が 1 年以上である者			
	（7）その他これらの業務に準ずると市長が認めた業務従事者			
直接支援業務	（8）障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床の従業者			8年以上
	（9）障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者			
	(10) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者			
	(11) 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従業者			
	(12) 学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）における従事者 （小・中・高等・中等・特別支援学校及び幼稚園）			
	(13) その他これらの業務に準ずると市長が認めた業務従事者（市町から補助金又は委託による運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所）			
有資格※2	有資格者とは、**直接支援業務**の従事者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可) （1）社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する**社会福祉主事任用資格者** （2）**介護職員初任者研修**（旧・訪問介護員２級）以上に相当する研修修了者等 （3）**保育士**（「直接支援業務」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験への算入不可） （4）**児童指導員任用資格者** （5）**精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者**			
国家資格※1	以下の国家資格に係る業務に従事した期間が**５年以上**ある者 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理士			

（注）区分「有資格者」及び区分「国家資格」の場合、区分「相談支援業務」と区分「直接支援業務」との通算は可

【相談支援業務】

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

【直接支援業務】

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童(満 18 歳に満たない者）につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

実務経験に関するＱ＆Ａ

質　　問	回　　答	出典
○指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。	現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明する。 過去に別の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認することとなる(ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確である場合は、この限りでない)。 また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。	主管課長会議資料(平成 18 年 8 月 24 日)相談支援事業関係 Q&A
○実務経験証明書は原本の提出が必要か。	写しの提出で可 ※証明した法人に証明内容について確認する場合があります。	
○社会福祉主事任用資格(社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者)とは何か。	厚生労働省ホームページ 「社会福祉主事任用資格の取得方法」参照	
○社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が 5 年以上となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて 5 年以上の実務経験があればよいのか。	そのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて 5 年間の実務経験が必要ということではない。	主管課長会議資料(平成 18 年 8 月 24 日)相談支援事業関係 Q&A
○国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算 5 年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が 3 年以上となっているが、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	例えば、医師として 5 年以上の国家資格による業務期間が必要であり、かつ 3 年以上の障害児支援の業務期間が必要であることを指す。 相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。	平成 18 年 6 月 23 日厚生労働省事務連絡
○1 年以上の実務経験とはどのように考えるか。	1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上であることを言うものとする。例えば、5 年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が 5 年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が 900 日以上であることをいう。	平成 18 年 6 月 23 日厚生労働省事務連絡
○相談支援専門員の要件となる実務経験等について、通算で 5 年以上 900 日以上を満たしていれば良いはずなので、180 日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。	お見込みのとおり。	平成 25 年 2 月 22 日相談支援関係 Q&A 問 15